

ビタミンM

No.89

～1枚5分で1ヶ月の経営に効く～(2019年10月号)

＜今月のトピックス＞

- ・同一労働同一賃金～手当編～
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制について



同一労働同一賃金～手当編～

事業主様よりご質問の多い「同一労働同一賃金」について、前々号より不定期に、解説しています。今月は手当についてです。2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日から適用)に向けて、今から準備をしていきましょう。

ガイドラインを確認しましょう

■同一の内容には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならないもの

- ・役職手当(役職の内容に対して支給するもの)

■同一の支給を行わなければならないもの

- ・通勤手当
- ・出張旅費
- ・時間外労働手当の割増率
- ・深夜・休日労働手当の割増率

- ・精算勤手当(業務の内容が同一の場合)

- ・食事手当(労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際に支給するもの)

- ・単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合)

- ・地域手当(特定の地域で働く労働者に対する補償として支給するもの)
- 他



※家族手当・住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各事業所の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望ましいとされています。

問題となる例

■正社員Aと契約社員Bは同一の役職名で同一の内容の役職に就いているが、Aに比べてBの役職手当を低く支給している。

■正社員には契約社員に比べて、食事手当を高く支給している。

■正社員と契約社員は全国一律の基本給の体系を適用しており、転勤もあるが、契約社員には地域手当を支給していない。

待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるように整理し、対応方針を検討しましょう。



1ヶ月単位の変形労働時間制について



1ヶ月単位の変形労働時間制の導入を検討しています。
具体的な内容を教えてください。

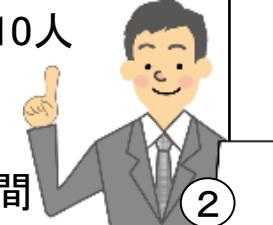


(1)

はい、1ヶ月単位の変形労働時間制は、1ヶ月以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間(*)以内となるように、労働日および労働日ごとの労働時間を設定することにより、労働時間が特定の日に8時間を超えたり、特定の週に40時間(*)を超えていたりすることが可能になる制度です。

労使協定または就業規則(常時10人以上の事業場)で必要事項を定めて届け出る必要があります。

(*)特例措置対象事業場は44時間



(2)

シフトを組む際に、どのように労働時間を設定したらいいですか？

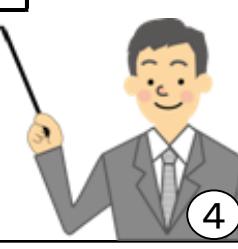


(3)

1ヶ月の労働時間は以下のようになります。

月の 暦日数	労働時間総枠	
	週40時間	週44時間
31日	177.1時間	194.8時間
30日	171.4時間	188.5時間
29日	165.7時間	182.2時間
28日	160.0時間	176.0時間

1ヶ月の総労働時間がこの範囲内になるように、全員のシフトを組む必要があります。



(4)

割増賃金は、どのような場合に支払えばよいのでしょうか？



(5)

はい、次の時間については割増賃金を支払う必要がある時間外労働となります。

①1日については、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間

②1週間については、40時間(*)を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間(*)を超えて労働した時間

(①で時間外労働となる時間を除く)

③対象期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間(①または②で時間外労働となる時間を除く)



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたくなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報を届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:2019.9.17



イラスト協力:WANPUG